

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 23 日 本紙第 5360 号

【法令名】

○ユネスコ活動に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 23 日 政令第 172 号

【管轄省庁】

文部科学省

【施行期日等】

公布の日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

社会情勢の変化を踏まえ、ユネスコの重点課題に適切に対応するため、日本ユネスコ国内委員会の委員の選考を弾力的に行うことができるよう、委員の選考基準を定める。

* 要旨

- 1 教育活動、科学活動及び文化活動の領域を代表する委員の選考は、各領域から偏りなく代表されるように配慮して行わなければならない。

(第 5 条第 1 項関係)

- 2 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する委員の選考は、教育、科学及び文化の普及に関する領域のうちユネスコ活動の振興上重要と認められるものが幅広く代表されるように配慮して行わなければならない。

(第 5 条第 2 項関係)

- 3 地域的なユネスコ活動の領域を代表する委員の選考は、全国各地域におけるユネスコ活動が幅広く代表されるように配慮して行わなければならない。

(第 5 条第 3 項関係)

.....